

平成 24 年 3 月吉日

各位

平素はサッカー審判員の活動にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

このたび、2 月 28 日付けで日本サッカー協会審判員会から「ジャージ（シャツ）の裾出しについて」の規定に関する文書が発信されました。

内容は 2006 年 7 月 28 日付け文書「競技者の用具の正しい着用について」を廃止するものです。これにより原則として審判員は試合前、中、後、競技者が「ジャージ（シャツ）」の裾を出しているかどうかを確認することなく、又シャツを入れるように指示することはありません。

施行日は 3 月 3 日（日）ですが新年度（平成 24 年 4 月 1 日）から「ジャージ（シャツ）」の裾を出しているかどうかの確認・指示をしないことを審判員が徹底するものといたします。

しかしながら兵庫県審判委員会としては今まで指示していましたが「競技者の用具の正しい着用」等の経緯、選手のマナー及び本来、日本人として持っている思い、礼儀正しさを考えた場合に指導者各位・チーム役員の皆様、育成年代チームの関係者の皆様に従来どおり、見た目にはすがすがしいユニフォームの着用のご指導をしていただければ幸いと考えています。

皆様方のご理解、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

兵庫県サッカー協会 審判委員会